恵那市 都市計画マスタープラン

- 概要版-

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の2 に基づいて定める本市の都市計画 に関する基本的な方針であり、以下のような役割を担っています。

- ○長期的な都市づくりに関する基本的な方向性を示し、都市づくりに関わる 取り組みの総合性・一体性を確保すること
- ○市民・事業者・行政などの協働によって都市づくりを推進すること

2. 位置づけ

「第2次恵那市総合計画」、「恵那市都市計画区域マスタープラン」に即し、他の分野別計画などと整合性を確保しながら定めるものです。

恵那市における都市計画の決定・変更は、恵那市都市計画マスタープランに即して行います。

都市計画区域内外における都市計画制度に基づかない都市づくりの取り組みについても、 恵那市都市計画マスタープランを一つの指針とします。

3. 目標年度

令和12(2030)年を目標年次とします。 ただし、第2次恵那市総合計画の改定 や社会経済情勢の変化などに対応して適 宜計画の見直しを行います。

なお、(仮称)リニア岐阜県駅の整備 は基本的な方向性に影響を与える可能性 があるため、リニア中央新幹線の開業か ら2、3年後を目途に計画の見直しを行い ます。

4. 対象区域

都市計画区域内を主な対象にします。 なお、将来都市像などについては、行政区域全域を対象区域とします。



5. 全体構想

一 都市づくりの基本理念

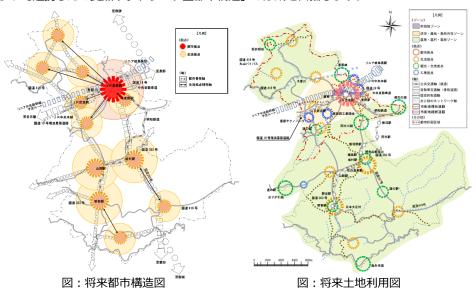
第2次恵那市総合計画に掲げられた基本理念と将来像を踏まえ、基本理念を以下のように定めます。

『水と緑の豊かな地域の連携による 持続可能な定住・交流都市への再構築』

R4.1.4 パブリックコメント用 資料

一 将来都市構造・土地利用

第2次恵那市総合計画に掲げられた土地利用構想の実現に向けて、次頁以降に掲げる「拠点」「軸」「ゾーン」を設定し、都市機能が集積した各地域の拠点が公共交通などによって連携した「拠点ネットワーク型都市構造」の形成を目指します。



一 都市づくりの分野別方針

(1) 土地利用の方針

原則として用途地域内では都市基盤施設の蓄積を活かしながら、都市機能の集積を促進 します。用途地域外では、無秩序な開発を抑制して農地や森林を保全します。都市計画区 域外では、歴史文化を活かした生活拠点づくりを行うとともに、農地や森林の保全を図り ます。

用途地域の規模について、原則として住居系・商業系の用途地域の規模を維持し、必要 に応じて新たな用途地域の設定を検討します。工業系用途地域は、現時点で想定できない 状況が生じた場合に適宜判断します。

新たな建築・開発は、基本的に都市拠点、生活拠点などにその立地を規制・誘導しますが、必要な場合は、これらの拠点以外においても周辺の自然環境や営農環境などとの調和に十分配慮しつつ立地を許容します。

(2) 交通施設の整備方針

拠点ネットワーク型都市構造の形成に向けて、公共交通ネットワークの充実や 利便性の向上を図ります。

(3) 水と緑の保全・整備方針

水と緑を保全し、また河川の整備・保全、上下水道の適切な維持管理を行います。

(4)環境と景観の保全・整備方針

市民、事業者、行政の協働によって、低炭素型・循環型都市の形成に向けた取り組みを行うとともに、自然・歴史環境を活かした恵那らしい景観の保全・創出を図ります。

(5)安全・安心環境の整備方針

ハード施策とソフト施策の両面から、防災性と防犯性の高い都市づくりを進めるととも に、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化された都市環境の形成を推進します。

恵那市 都市計画マスタープラン

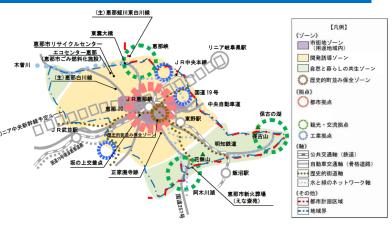
- 概要版-

6. 地域別構想

中央部地域

<地域づくりの目標>

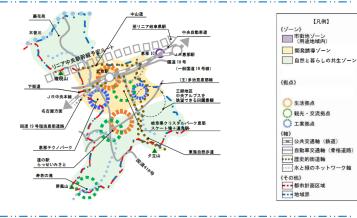
歴史・文化と豊かな 自然を活かした市街地 の形成を図り、恵那市 の都市活力を生み出す エリアとして地域づく りを行います。



西部地域

<地域づくりの目標>

豊かな自然と集落環境の調和を図りながら、 工業拠点として適切な 土地利用を促進し西部 交流拠点としての地域 づくりを行います。



北部地域

<地域づくりの目標>

農村景観や山並みを 保全しつつ、恵まれた 自然環境を活かした里 山交流地域としての地 域づくりを行います。





南部地域

<地域づくりの目標>

自然・歴史・文化など町の個性を磨き、森林や農業を活かした交流を行うとともに、自然環境との調和を図りながら地域づくりを行います。



7. 計画推進

都市計画マスタープランの実現に向けて、制度を活用し、効果的に施策を実施します。

一 効果的な施策の実施

- (1) 関連する分野別計画の一体的な推進
- (2)関係各課との調整
- (3)関係機関との連携強化
- (4)計画的な事業の展開
- (5) SDGsとの関係
- (6) PDSAサイクルの構築
- (7) 市民参画によるまちづくり

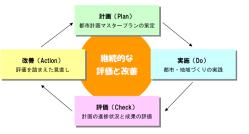


図:PDCAサイクルのイメージ

一 効果的な施策の実施

- (1)関係法令の運用
- (2)地区計画などの積極的な活用
- (3) 各種事業手法の活用による財源確保



恵那市公式キャラクター「エーナ」

恵那市都市計画マスタープラン -概要版-(令和〇年〇月)

惠那市 建設部 都市住宅課 〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1 TEL 0573-26-2111 FAX 0573-25-8294 E-mail toshijyutaku@city.ena.lg.jp